

長崎県林業・木材産業改善資金に係る基本的事項の公表について

1.基金の名称

林業・木材産業改善資金

2.基金の造成額（R7.3.31現在）

（単位：千円）

貸付勘定	93,811
（うち貸付残高）	（33,061）
業務勘定	2,913
合計	96,724
うち国費相当額	62,531

3.基金事業等の概要

<目的>

本基金は、林業・木材産業改善資金制度による資金貸付け事業を行うために設置したものです。林業・木材産業改善資金制度は、林業・木材産業に関する新規事業の開始や、機械・設備の充実、労働環境を整えるための事業計画をサポートすることを目的としています。

<資金内容>

- ・施設の改良、造成または取得に必要な資金
- ・造林に必要な資金
- ・立木の取得に必要な資金 等

<貸付対象者>

- ・森林所有者、林業従事者、森林組合連合会等、林業に携わる方（会社の場合、資本金額もしくは出資総額が1000万円以下のもの、または常時使用する従業者の数が300人以下のもの。）
- ・木材製造業、木材卸売業、木材市場業を営んでいる方（資本金額もしくは出資総額が1000万円以下の会社、常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては300人）以下の会社または個人、これらの方が組織する団体。）

<貸付限度額>

- ・林業の場合 個人：1500万円 会社：3000万円 団体：5000万円
- ・木材産業の場合 1億円

<償還方法>

- ・償還期間は通常10年以内、措置期間は3年以内ですが、償還期間・措置期間に特例措置があります。
- ・特例措置の内容として、償還期間は最長15年以内、措置期間は最長5年以内となる場合があります。

4.申請期間

申請は4月から1月まで受け付けますが、貸付を受けるにあたっては、事前に長崎県知事の認定を受ける必要があります。

5.申請方法

詳しくは、長崎県農林部林政課（TEL:095-895-2990）へお尋ねください。